

港湾法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第五（第十七条の十関係）</p> <p>一 東京湾に係る緊急確保航路</p> <p>(1)から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(14)から(20)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(14)に掲げる地点と(20)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(21)から(26)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(21)に掲げる地点と(26)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(27)から(30)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(27)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(31)から(34)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(31)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(35)から(37)までに掲げる地点</p>	<p>別表第五（第十七条の十関係）</p> <p>一 東京湾に係る緊急確保航路</p> <p>(1)から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(14)から(20)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(14)に掲げる地点と(20)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(21)から(26)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(21)に掲げる地点と(26)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(27)から(30)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(27)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(31)から(34)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(31)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(35)から(37)までに掲げる地点</p>

を順次に結んだ線及び(35)に掲げる地点と(37)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (3) (略)

(4) 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から七一度四五分八、三六〇メートルの地点

(5) (21) (略)

(22) 横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から一二五度四、六九〇メートルの地点

(23) (略)

(24) 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一四九度四、〇四〇メートルの地点

(25) (略)

(26) 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一五六度四五分二、七〇〇メートルの地点

を順次に結んだ線及び(35)に掲げる地点と(37)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (3) (略)

(4) 川崎東扇島防波堤東灯台から七一度四五分八、三六〇メートルの地点

(5) (21) (略)

(22) 横浜大黒防波堤東灯台から一二五度四、六九〇メートルの地点

(23) (略)

(24) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点

(25) (略)

(26) 川崎東扇島防波堤西灯台から一五六度四五分二、七〇〇メートルの地点

(27)・
(28) (略)

(29) 第二海堡灯台(北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四分二九秒)から一四度四五六、四七〇メートルの地点

(30) (略)

(31) 横須賀港東北防波堤東灯台(北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒)から九九度一五分二、八一〇メートルの地点

(32)・
(34) (略)

(35) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台(北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒)から七五度一五分三、六五〇メートルの地点

(36)・
(37) (略)

二 伊勢湾に係る緊急確保航路

(1)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(43)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地

(27)・
(28) (略)

(29) 第二海堡灯台から一四度四五六、四七〇メートルの地点

(30) (略)

(31) 横須賀港東北防波堤東灯台から九九度一五分二、八一〇メートルの地点

(32)・
(34) (略)

(35) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から七五度一五分三、六五〇メートルの地点

(36)・
(37) (略)

二 伊勢湾に係る緊急確保航路

(1)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(43)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地

点と(43)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (3) (略)

(4) 尾張野島灯台(北緯三四度三九分二七秒東経一三七度二九

秒)から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地点

(5) (43) (略)

三 瀬戸内海に係る緊急確保航路

(1) から(84)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる

地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち

(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地

点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)

から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点

と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

、(109)から(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる

地点と(114)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(115)か

ら(124)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(115)に掲げる地点と

(124)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(125)から(133)ま

点と(43)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) (3) (略)

(4) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地

点

(5) (43) (略)

三 瀬戸内海に係る緊急確保航路

(1) から(84)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる

地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち

(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地

点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)

から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点

と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

、(109)から(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる

地点と(114)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(115)か

ら(124)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(115)に掲げる地点と

(124)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(125)から(133)ま

(66) 地蔵埼灯台（北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分
 (1) (65) (略)
 (180)に掲げる地点と(125)に掲げる地点と(133)に掲
 げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(134)から(137)までに掲
 げる地点を順次に結んだ線及び(134)に掲げる地点と(137)に掲げる地
 点とを結んだ線により囲まれた区域、(138)から(146)までに掲げる地
 点を順次に結んだ線及び(138)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを
 結んだ線により囲まれた区域、(147)から(150)までに掲げる地点を順
 次に結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)に掲げる地点とを結んだ
 線により囲まれた区域、(151)から(179)までに掲げる地点を順次に結
 んだ線及び(151)に掲げる地点と(179)に掲げる地点とを結んだ線によ
 り囲まれた区域並びに(180)から(273)までに掲げる地点を順次に結ん
 だ線及び(180)に掲げる地点と(273)に掲げる地点とを結んだ線により
 囲まれた区域のうち(274)から(278)までに掲げる地点を順次に結んだ
 線及び(274)に掲げる地点と(278)に掲げる地点とを結んだ線により囲
 まれた区域以外の区域

(66) 地蔵埼灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点
 (1) (65) (略)
 (180)に掲げる地点と(125)に掲げる地点と(133)に掲
 げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(134)から(137)までに掲
 げる地点を順次に結んだ線及び(134)に掲げる地点と(137)に掲げる地
 点とを結んだ線により囲まれた区域、(138)から(146)までに掲げる地
 点を順次に結んだ線及び(138)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを
 結んだ線により囲まれた区域、(147)から(150)までに掲げる地点を順
 次に結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)に掲げる地点とを結んだ
 線により囲まれた区域、(151)から(179)までに掲げる地点を順次に結
 んだ線及び(151)に掲げる地点と(179)に掲げる地点とを結んだ線によ
 り囲まれた区域並びに(180)から(271)までに掲げる地点を順次に結ん
 だ線及び(180)に掲げる地点と(271)に掲げる地点とを結んだ線により
 囲まれた区域のうち(272)から(276)までに掲げる地点を順次に結んだ
 線及び(272)に掲げる地点と(276)に掲げる地点とを結んだ線により囲
 まれた区域以外の区域

(143) ∩ (155) (略)	(142) 鍋島灯台 (北緯三四度二分五七秒東經一三三度四九分二五秒) から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点	(135) ∩ (141) (略)	(134) 小瀬居島三角点 (北緯三四度二分二三秒東經一三三度五一分二二秒) から六二度一五分三、二二〇メートルの地点	(129) ∩ (133) (略)	(128) 大槌三角点 (北緯三四度二分五八秒東經一三三度五五分二二秒) から八九度一五分二、二六〇メートルの地点	(111) ∩ (127) (略)	(110) カナワ岩灯標 (北緯三四度二分五八秒東經一三三度七分四九秒) から二九八度四五分一、九七〇メートルの地点	(109) 男木島灯台 (北緯三四度二分六分一秒東經一三四度三分三九秒) から九二度三、一八〇メートルの地点	(67) ∩ (108) (略)	七秒) から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点
--------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------	--	--	-------------------------------	---------------------------

(143) ∩ (155) (略)	(142) 鍋島灯台から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点	(135) ∩ (141) (略)	(134) 小瀬居島三角点から六二度一五分三、二二〇メートルの地点	(129) ∩ (133) (略)	(128) 大槌三角点から八九度一五分二、二六〇メートルの地点	(111) ∩ (127) (略)	(110) カナワ岩灯標から二九八度四五分一、九七〇メートルの地点	(109) 男木島灯台から九二度三、一八〇メートルの地点	(67) ∩ (108) (略)	点
--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---

(221) ┆ (242) (略)	の地点	(220) 梶磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点	(219) 梶磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点	(217) ・ (218) (略)	(削る)	(216) 梶磯灯標 (北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒) から二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点	(215) 菊間港防波堤灯台 (北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒) から三〇四度四、四三〇メートルの地点	(171) ┆ (214) (略)	(170) 竜神島灯台 (北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒) から一二一度四五分二、六四〇メートルの地点	(157) ┆ (169) (略)	(156) 二面島灯台 (北緯三四度一分八分五秒東経一三三度三七分一九秒) から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点
------------------------------------	-----	--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	------	---	---	------------------------------------	--	------------------------------------	--

(219) ┆ (240) (略)	(新設)	(218) 来島梶取鼻灯台から二五五度一、七四〇メートルの地点	(216) ・ (217) (略)	(新設)	(215) 来島梶取鼻灯台 (北緯三四度七分六秒東経一三二度五三分三三秒) から二七九度三〇分二、七八〇メートルの地点	(171) ┆ (214) (略)	(170) 竜神島灯台から一二一度四五分二、六四〇メートルの地点	(157) ┆ (169) (略)	(156) 二面島灯台から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点
------------------------------------	------	--------------------------------------	------------------------------------	------	--	------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

(244)		(243)
↳		
(278)	三六秒	新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分三三秒東經一三二度
(略)	から九〇度一四、七七〇メートルの地点	

(242)		(241)
↳		
(276)		新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点
(略)		